

法人税 R4 令和 3 年度特別償却の付表対応版(Ver.21.30)のリリース

特別償却の付表、および地方税様式の変更等に対応した、法人税 R4 Ver. 21. 30 のリリースについてご連絡します。

以下の内容は変更される可能性があります。あらかじめご了承ください。

1. 発行プログラムと対象バージョン
2. リリース時期
3. 税制改正の対応内容(予定)
4. 機能アップの対応内容(予定)
5. 減価償却 R4 との連動対象バージョンの制限について
6. グループ通算制度に関する法人税 R4 の対応方針について

1. 発行プログラムと対象バージョン

システム名	リリースバージョン	データ移行対象バージョン	保守加入対象バージョン
法人税 R4	Ver. 21. 30	令和3年度版 Ver. 21. 10以降 令和2年度版 Ver. 20. 10以降	Ver. 21. 10以降

※ライセンスが変更になります。21. 3 用のライセンスが必要です。

※R4 シリーズのアプリケーションを初めてセットアップする際、E i ボードが自動でセットアップされます。

※ネットワーク環境でご利用の場合は、別途 [ネットワーク基本ライセンスサーバー版] および接続端末台数分の [ネットワーク基本ライセンス クライアント版] が必要です。アプリケーションは同時接続数ライセンス仕様となります。

※E i ボードは Ver. 20. 20 以上が必要です。

2. リリース時期(予定)

2-1. E i ボードダウンロードマネージャーの公開

2021年9月21日(火)

2-2. マイページのダウンロード公開

2021年9月21日(火)

2-3. オプションのCD 保守契約 CD 送付開始日

2021年10月5日(火)

※令和2年度版(Ver. 20. 40)のセットアッププログラムも収録します。

2-4. 法人税 R4 Ver. 21. 3 用の電子申告プログラムについて

Ver. 21. 3 用の法人税 R4 電子申告プログラム(Ver. 21. 3. e4)の提供時期は、法人税 R4 システム本体のダウンロード公開と同日となります。(9月21日公開予定)

- ・国税電子申告は、9月21日に e-Tax 側の受付対象別表が拡大されます。
拡張別表分も含め、Ver. 21. 3. e4 で対応します。
(特別償却の付表および一部帳票は、2022年1月受付開始)
- ・Ver. 21. 2. e3 で制限としていました令和3年4月1日以後開始事業年度での地方税電子申告は、Ver. 21. 3. e4 で可能となります。

3. 税制改正の対応内容(予定)

3-1. 法人税別表・地方税様式の変更

以下の帳票の様式対応を予定しています。

標準別表

別表十六(六)	別表十六(九)	特別償却の付表(一)
特別償却の付表(二)	特別償却の付表(六)	特別償却の付表(七)
特別償却の付表(八)	特別償却の付表(十二) (旧「特別償却の付表(十一)」)	特別償却の付表(十六) (旧「特別償却の付表(十五)」)
特別償却の付表(二十)	第六号様式(※)	第六号様式(その2)(※)
第六号の三様式(※)	第六号の三様式(その2)(※)	第六号様式別表五の二(第1号)
第六号様式別表五の二(第3号)	第二十号様式(※)	第二十号の三様式(※)
道府県民税・事業税納付書		

(※) 押印欄が削除されたフォームに変更されています。

拡張別表

別表六(四の二)	別表六(二十一)	別表六(二十六)
別表六(三十四) (旧「別表六(三十)」)	別表十二(六) (旧「別表十二(五)」)	別表十二(十四) (旧「別表十二(十三)」)
別表十七(二の二)付表一 (旧「別表十七(二の五)付表」)	別表十七(二の二)付表二	別表十七(二の三)
特別償却の付表(五)	特別償却の付表(十四) (旧「特別償却の付表(十三)」)	特別償却の付表(二十四) (旧「特別償却の付表(二十五)」)
特別償却の付表(二十七) (旧「特別償却の付表(二十八)」)	特別償却の付表(震一の三)	特別償却の付表(震二)
特別償却の付表(震六) (旧「特別償却の付表(震五)」)	被災者向け優良賃貸住宅の公募 要件に関する明細書 (旧「特別償却別紙様式(一)」)	被災者向け優良賃貸住宅の家賃 の額に関する明細書 (旧「特別償却別紙様式(二)」)
組織再編成に係る主要な事項の明 細書	第六号様式別表十三(第1号)	第六号様式別表十三(第3号)

3-2. 新規追加帳票

以下の帳票の様式対応を予定しています。

標準別表

第六号様式別表五の六 (第1号)	給与等の支給額が増加した場合の付加価値額の控除に関する明細書
第六号様式別表五の六 (第3号)	

拡張別表

別表六(二十九)	給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除における雇用者給与等支給増加重複控除額の計算に関する明細書
第六号様式別表九の二 (第1号)	認定事業適応法人の欠損金額等の控除の特例に関する明細書
第六号様式別表九の二 (第3号)	

3-3. 削除帳票

以下の帳票の削除対応を予定しています。

拡張別表

特別償却の付表(十七)	情報流通円滑化設備の特別償却の償却限度額の計算に関する付表
特別償却の付表(二十二)	次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却の償却限度額の計算に関する付表

4. 機能アップの内容 (予定)

- ・納税一覧表の改善

法人税確定申告の申告延長に合わせて、消費税の申告延長を行った際、納税一覧表に消費税の見込納付額を入力できるように対応します。

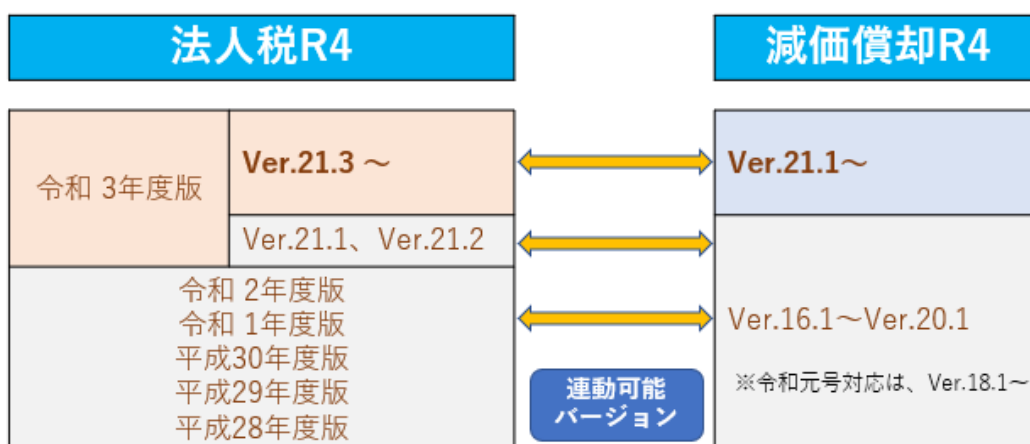
※消費税見込納付額は入力不可（灰色項目）としていましたが、21.30 から入力可能（白色項目）になります。

区 分	年税額	予定・中間納付額	申告納付額	見込納付額	差引納付額	翌期予定納付額
消 費 税						
消費 税						
地方消費税						

5. 減価償却 R4 との連動対象バージョンの制限について

法人税 R4 Ver. 21.30 より、「減価償却システムとの連動」機能で別表十六や別表四（償却超過額と当期認容額）が取り込み可能な減価償却 R4 のバージョンは、Ver. 21.10 以降(2021 年 9 月 16 日リリース予定)になります。

法人税 R4 Ver. 21.30 リリース後は令和 3 年度版で減価償却連動を実行する場合、減価償却 R4 は Ver. 21.10 以降のバージョンを使用していただく必要があります。



6. グループ通算制度に関する法人税 R4 の対応方針について

※以下は既にご案内している内容です。

令和2年度税制改正において連結納税制度が見直されて新設のグループ通算制度へ移行することとなり、令和4年4月1日以後開始事業年度から適用されることになりました。

連結納税制度は親会社が代表して申告・納税を行う「一体申告方式」に対し、グループ通算制度では親会社、子会社の各法人が申告・納税を行う「個別申告方式」になります。

グループ通算制度の適用を受けようとする場合は国税庁長官の承認を受ける必要がありますが、連結納税の承認を受けている法人は原則的にグループ通算制度が適用されます。

法人税 R4 では連結納税制度による申告はシステム適応外としており、移行されるグループ通算制度による申告につきましてもシステム適応外となります。対応予定はありません。

(グループ通算制度の個別申告方式の申告と、法人税 R4 の対象である単体納税制度による申告では税額計算の過程が異なります)

以上、よろしくお願いたします。